

北海道自然保護連合通信

北の自然

第
38
号

1989年1月1日

謹
賀
新
年



タンチョウ

写真 池辺祐介



アエリフの周囲に、教育、研究、保護休養等人為の影響の比較的小ない利用のみがなされ、緩衝の役割を果たすバッファゾーン（緩衝帯）を置くという保護、管理の方法が提案されている。

また森林の保護、管理目的を原生的自然等の保存、国土の保全、森林リクリエーション、自然観察、木材生産等のように国民にわかりやすい形で明らかにし、その目的にあった取扱いを行う必要があり、そのための地帯区分の手法を確立するとともに、これに基づいて現行の地帯区分を見直す必要があると指適しております。

なお、森林生態系保護地域の地帯区分の検討にあたっては、原生的な自然の状態が保存されていると思われる地域の、その取扱い方が決定されるまでは、原則として伐採等の施業を見合わせる事が適当である。具体的な地帯区分の設定等にあたっては、全国的視点及び地域的視点からの専門的な検討の結果を踏まえるとともに、地方公共団体、学識経験者、学術研究機関、各種団体等の意見を聞きつつ実施することが必要であるとしております。

意見聴取団体をどこまでにするのか、誰が指定するのか、今回の報告書が地域住民や国民に浸透するまで時間がかかるなど、不安材料は多く、私共は知床伐採反対運動を通じて、意見聴取団体の一部に対し不信感も強い。一方「林野庁」は、「この地域

の国有林の取扱について、検討委員会の報告の趣旨を踏まえて適切に対処していく考えである。なお、具体的な区域の選定並びに原則として人為を加えず自然の推移に委ねるコアエリア及び外側の研究、教育、保健休養等の活用を行い、緩衝の役割を果たすバッファーゾーンの地帯区分等については、今後、地方公共団体、学識経験者、学術研究機関、各種団体等の意見を聞きつつ決定してまいりたい」としております。林野庁の英断を高く評価しながらも、「森林生態系保護地域」の位置づけ、線引き、それに伴う協議等具体的に計画が進む上で、まだまだ予断を許さない状況です。

原生林の伐採だけが自然破壊ではない。今回の報告の主旨を忠実に生かし、観光やレジャーに偏重することのない慎重かつ適切な利用を通じて、森林に対し国民の理解と合意を得るための体制の確立が望まれます。「知床自然センター」も設立当時と情勢は大きく変貌しました。環境資源、文化資源としての知床の森林をいかに保護、管理していくかが、改めて問われております。当協会は会員一同、知床の学術的価値を改めて認識し、関係行政、団体と連絡を密にして、国民の知床を、国民の理解を深めるための努力をしていく所存でおります。

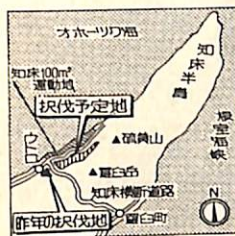
(いしいまさゆき・知床自然保護協会会長)

— 3 —

『知床』現地から



石井政之



一九八八年十二月七日に、「林業と自然保護に関する検討委員会」より最終報告が出されました。知床を始め全国で十二の代表的な地域を「森林生態系保護地域」として指定し、他の機能との関係を考えるべきでなく、原生的な天然林の保存を目的として、一切の人為を加えず自然の推移に委ねることが原則です。

日本自然保護運動史から見ても画期的な報告が出された機会に、地元協会は何をおいてもまず、知床伐採問題をご指導、ご支援いただいた多くの学者、団体、個人の方々に心から厚く厚くお礼申し上げます。知床を守ったのは住民運動であり、ボランティア精神です。四年間にわたって、暗い、苦しい日の連続でした。この日のあることをどれだけ夢に見たかわかりません。この四年間に、私達は多くのものを学びました。この学んだ理論とエネルギーは今後とも大切にして、これからの住民運動に生かしていかなければならないと思います。

画期的と思える検討委員会の報告の内容を検討すると、昭和四十七年立法化された自然環境保全法、昭和四十八年制定の自然環境保全基本方針、昭和四十九年自然保護憲章国民会議によって制定された「自然保護憲章」の主旨であったのです。基本方針によると、自然と人間の関係が正しく見定められ、人間活動が生態系を乱さないことを基本とするとし、経済効率優先の陰で見落されがちであった自然や環境を適正に評価し、尊重しなければならぬとした上で、自然環境の保全については、将来に禍根を残すことのないよう先取り的

積極的な姿勢が求められています。

台風や寒波等に接するとき人は自然の凄まじい破壊力に驚嘆し、自然のはかり知れない強大さを知り、温和な日和や干ばつ時の慈雨に人は自然の恵みを喜び、自然の有難さを知ります。このように人類は一方で自然の脅威にさらされながら、他方では恩恵を受け今日まで生存して来た。科学は進歩したとはいえ、自然生態系についての未知の部分が多い。自然界の浄化能力や回復力を凌ぐ破壊を繰り返し、今人類は有史以来今日ほど生態系を破壊したことはなく、今こそ生態系維持の重要性を力説すべきと思います。

蝦夷地以来北海道の經濟を支えて来たものは三つある。石炭と漁業そして林業である。これらの資源採取産業を中心に村落、集落が形成されて来た。これらは、尽きることを知らない産業であるかに見えた。しかし、開拓が開発に変わってすでに久しい。現在はどうであらう。この三つの産業はすでに斜陽産業である。原因は複雑であるが、個々の人間の考え方や、これが行政をして本質を忘れ、經濟偏重に走ったことが今日の荒廃と混乱を招いた要因の一つであり、人為の恐ろしさを知るべきです。知床に今、千古の静寂は帰った。餌のない森には小鳥の声すらきこえない。真の青寂はむしろ無気味でさえある。嵐の前の静けさを思わせる。報告書には「原生的な天然林の保存を目的とする場合は、他の機能との關係を考えるべきではなく、一切の人為を加えずに、自然の推移に委ねるといふ考え方に立った取扱ひが必要である。」としこれをコアエリア（核となる地域）とし、コ

— 2 —

林野庁検討委員会の答申発表に際してのご支援いただいた皆さんへの感謝とお知らせ

一九八八年十二月十四日

連合常務委員会

皆さんの力で知床の森は守られました

すでにご承知のことと存じますが、昨十二月七日、林野庁長官の諮問機関「林業と自然保護に関する検討委員会」の同日付の答申にもつき、北見営林支局の杉本支局長は、「今後知床横断道路周辺以東の半島部の伐採は見合わせる」旨記者会見で明言いたしました。これによって、知床国有林の伐採計画は、正式に終止符を打たれたのです。まさに、国民の運動が、林野庁の施策計画を中止させたのでした。そしてこのこと

の意味は、日本の自然保護の全運動にとって、測り知れないほど大きいといつてよいでしょう。

一九八六年の春に伐採計画が世に伝えられて以来、私たち北海道自然保護連合の呼びかけに応じてカンパを送って下さった皆さん、寒気迫る現地にはるばる駆けつけて阻止運動

に参加して下さい下さった皆さん、立木買取運動にお応え下さった皆さん、八年四月の一部伐採強行への回答として、午来町長を実現させた知床自然保護協会と斜里町民の皆さん、ムツゴロウさんはじめ、国民の世論を喚起するために尽力された各方面の多くの皆さんのこれまでの協力とご努力に対して、心からのお礼と敬意を表したいと思います。また、当時私たちの運動の先頭に立たれた田中さん、瀬川さんも、さぞ喜んでおられることでしょう。本当にご苦労さまでした。

今回の答申を可能にしたものが、知床をめぐる私たちの運動のみならず、白神少地はじめ全国各地の国民の運動の一大合力であることは明らかです（ここからも、私たちの運動の連帯の重要性はますますはつきりしてきました）。しかし、その中でも、知床国有林伐採反対運動が占める位置と大きさとは、検討委員会

の答申の「はじめに」の一番はじめに、「近年、知床国有林、白神国有林などにみられるように、原生的な天然林等に対する保護の要請と林業の経済的要請との間に意見の不一致を生ずる事例が全国的に見られるようになり、国民の強い関心を集めている。……本委員会は……国民の森林に対する期待や要請を念頭に置いて……これまで八回にわたって検討を行った」と書かれていたところに、雄弁に物語られています。あの運動なしに、今回の委員会の発足も、答申もありえなかったのです。知床国有林伐採阻止運動の持つ意義は、まさに国民の自然保護の思想の現代的な正しさ、林野庁（当時）の古い思想を打ち負かしたことで、国民の世論の力が林野庁・営林支局の斧を物理的にも止めたということ、こうして林野行政が——恐らくはじめて——国民の要請を軸に動き始めた、という点にあります。

今回の答申を支えている思想は、一九七〇年、ユネスコが提唱した「人間と生物圏（Man and Biosphere略称MAB）」計画にあり、「人為を加えずに自然の推移に委ねるコアエリアと、その外側の研究、教育、保健休養などの活用を行い、緩衝の役割を果たすバッファゾーン」を含む広範囲な地域の保全を目標とする、新しい自然保護思想です（ここから、自然保護運動の国際的連帯のますますの必要性がわかります）。そしてこの点は、私たちの運動がまさに指摘し要求していた内容でした。

しかし、遅まきながらこのような発想にもとづいて十二の「森林生態系保護地域」の候補が挙げられたとはいえ、(1)この十二カ所で十分か（もちろん否/です）、(2)それらの地域内でのコアエリアとバッファゾーンの線引き、国立公園の地域区分との関係は、どうなるのか、等々の

知床立木買取資金中の寄付金の使途について

新しい問題が生れます。また、運動が弱まれば、これら十二カ所以外のところでは、逆に開発が（リゾート法その他によって）早められる危険も起こりかねません。しかし、答申が、この地域区分についてのみならず「森林の取り扱いについて国民の合意を得る」必要を説いているところは、私たちが大いに積極的に評価してよいところだ、と考えられます。もはや「問答無用」は、少くとも環境問題については成り立たない時代に、私たちは入りつつあります。

林野庁検討委員会 答申全文を本号に収録

ともあれ、今回の林野庁の検討委員会の報告は、日本の自然保護運動にとって、ひとつの大きな道標となりうるものであり、多くの人によって読まれ、慎重に検討されるべきものと思われまますので、今回の『北の自然』に緊急に全文掲載することに致しました。皆さんの卒直なご感想、今後の運動の進め方について自由なご意見を、ふるって連合事務局にお寄せ下さい（次号の「声」の欄に一括掲載します）。

たら、という声がありますが、ご意見をお聞かせ下さい。立木買取資金の決算は、次のようになります。

- ①応募金総額七、六六七、二六六円
 - ②返還金総額二、一二八、三〇〇円（除事務経費）
 - ③寄付金総額（「知床基金」）五、五三八、九六六円
 - ④うち知床募金赤字補填一、六九八、七四四円
 - ⑤うち一九八七年度一般会計赤字補填のため一時知床基金から借用し、長期的に返済する予定のもの（中野徹三）
 - ⑥現在銀行に保管している金額二、〇六六、五九〇円（二〇〇万円の定期預金を含む）
- 本年度会費未納の方に
お早く納入して下さい！
- 本年度も終わりが近づいています
が、この会誌の印刷・発送だけで十
一万円かかります。運動の発展のため、
未納の方はすぐに納入をお願いします。

林業と自然保護に関する検討委員会報告

昭和63年12月7日

林業と自然保護に関する検討委員会

はじめに

近年、知床国有林、白神国有林などにみられるように、原生的な天然林等に対する保護の要請と林業の経済的要請との間に意見の不一致を生ずる事例が全国的に見られるようになり、国民の強い関心を集めている。

本委員会は、これまでの検討結果を踏まえ、今後の国有林における森林の保護・管理のあり方についてとりまとめたものである。

本委員会は、林野庁長官の依頼をうけ昭和六十二年十月に発足し、国民の森林に対する期待や要請を念頭に置いて、主として

1 わが国の森林の保護・管理の課題

(1) 多様化・高度化する国民の森林に対する要請

森林は、生活に欠くことのできない木材等の資材の供給、国土保全、水源のかん養、自然環境の保護、保健・文化・教育の場の提供などの多面的な機能を発揮することによって、わが国の経済の発展や国民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。

近年、生活水準の向上に伴い、物の豊かさを求めた時代に比べて、国民の価値観や生活様式は著しく多様化し、生活の質や精神的価値をより一層重視する方向へ移行している。それに伴って、森林に対する国民の期待や要請も、自然とのふれあい、情操のかん養、レクリエーション等の場としての利用、あるいは生活環境の悪化を背景として良質な自然環境の保全を求めるものが増え、その内容も多様化・高度化している。このように森林を環境資源、文化資源として利用しようとする要請は、今後ますます強まるであろう。

一方、木の文化の伝統をもち他の資源に乏しいわが国において、木材は、住宅、家具、紙などに使用されているが、今後とも国民生活に欠くことのできない資材として、その使われ方も一層多様なものになるとみられる。また、わが国は、国民一人が

年間約一立方メートルの木材を消費している世界でも有数の消費国であるが、国内の森林の現状からその供給の約七割を海外に依存している。しかしながら、海外においても自然保護や資源の有限性の問題が起きている。従来どおりの輸入を将来とも続けることは困難になると予想される。このようないかなる供給構造の下で、わが国の森林の産業資源としての重要性もまた高まるものと考えられる。

さらに、森林は、その多くが山村で展開される各種の経済活動を通じて地域住民の就労の場となり、地域振興に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

(2) わが国の森林の状況の変化と自然保護への関心の高まり

ア わが国の森林の状況の変化
わが国の森林の状況は、戦後における経済社会の急激な変化に伴い大きく変化してきた。

昭和二十年代においては、戦中及び戦争直後の乱伐や手入れ不足などによって森林が荒廃し、各地で災害が頻発したので、その復旧を図るために、積極的に造林が進められた。この時代に造成された森林は、その後、国土の保全等のうえで大きな役割を果たしてきた。

昭和三十年代の高度経済成長期に入ると、建築材や紙・パルプの消費量の急増などにより木材価格が高騰し、木材の供給増

加が極めて大きな課題として世論にもとりあげられた。このため、国有林を中心として成長量を上回る伐採が行われ、併せて天然林を針葉樹の人工林に切り換える拡大造林が広範かつ急速に行われた。この間、一部では造林適地を越えて拡大造林が進んだため、十分な成果をあげることができなかったり、あるいは自然保護への配慮が十分でない事例もみられた。

昭和四十年代後半以降は、国民生活の向上とともに、森林の公益的機能に対する国民の要請が高まり、これを踏まえて自然景観の維持等に慎重な配慮が必要な地域については、天然林保護法を導入するなど、種々の対策がとられてきた。

このような経過を経て、今日全国の森林面積の四割強にあたる約一、〇〇〇万ヘクタールの人工林が、比較的生産力が高く立地条件の良好な地域に造成された。そのため、昭和六十一年度におけるわが国の森林資源量は、天然林とあわせて約二十九億立方メートルとなっており、毎年約七、六〇〇万立方メートルの資源を増加させるに至っている。人工林の大部分は未だ木材として利用できない若いものが多く、間伐などの適切な手入れを必要としているが、産業資源としての基盤はほぼ確立されたと考えられる。

このように、拡大造林によって減少はしたが、なお、全森林面積の半ばをこえる約

区分を行うこと。
第三に、地帯区分が行われた各種の森林に対応して、それぞれ適切な保護・管理の手法を確立するとともに、その費用負担のあり方について検討すること。

2 自然保護の概念と森林の保護・管理のあり方

(1) 自然保護の概念

自然を保護するという考え方は、十八世紀のヨーロッパにおける産業革命を契機として始まった天然資源利用の急速な進展や工業化・都市化等に伴う生活環境の大きな変化の中で生まれてきた。

特に第二次大戦後、先進各国の経済成長が一段と進み、また、開発途上国における開発が本格化した。これに伴って自然資源の絶対量が減少し、環境の汚染や資源の有限性が問題となるなかで、自然保護は、地球規模で大きな問題となってきた。

自然保護の概念は、人類が地球上の有限の自然を生存の基盤として考えることを考え、一九八七年に「環境と開発に関する世界委員会」において提唱され、一九八八年六月のトロントサミットの宣言においても採択された「持続可能な発展」(sustainable development)の考え方に示されるように、自然及び自然資源を賢明にかつ合理的に活用することと理解すべきであり、場合によっては自然に一切の手を加え

一、三七〇万ヘクタールは天然林である。

イ 自然保護への関心の高まり

わが国の森林は、環境資源、文化資源としての利用が必要と認められる場合には、森林法、自然公園法、自然環境保全法、その他の法制度、国有林独自の保護林制度あるいは自然養林等のレクリエーションの森の制度によって地帯区分(ゾーニング)がなされ、その保護が図られている。

国有林においては、法令等や自主的規制のもとで伐採を行わないこととして取扱っている森林は、総面積の約一五パーセント、一五万ヘクタールにのぼる。

しかしながら、天然林の伐採と人工林化が進んだことによって身近な広葉樹林等が減少し、また、原生的な天然林が残り少なくなってきたことなどを背景として、森林に対する国民の関心はかつてない高まりをみせている。なかでも、優れた自然景観を呈し、多様な動植物が息する原生的な天然林を比較的多く有する国有林において、知床、白神山地などのように自然保護と林業との調整の問題が急増しており、保護を要するべき森林の地帯区分の妥当性、自然公園や保安林等における森林施業のあり方、さらには保護されるべき森林の取扱いについて種々の問題提起がなされている。一方、地域施業計画の立案段階において、地帯区分や施業方法について国民の合意を得る手法と手続きが必ずしも十分でなく、これが

ないという考えも含んだ幅広いものとしてとらえる必要がある。すなわち、自然保護とは豊かな自然をまもり、その資源を枯渇させることなく高度に活用し、将来の世代に引き継いでいくために、人間が行う自然及び自然資源の管理といえる。したがって、その保護・管理手法も、対象によって多岐にわたり、① UNESCOの人間と生物圏計画(MAB計画)の生物圏保護地域(Biosphere Reserve)におけるコアエリア

(核となる地域)のように、他の変容する自然環境に対する指標、自然生態系の遺伝的多様性の維持等のために、自然に人為を加えずその推移にまかせ保存するもの、②京都の嵐山などのように現状の景観の維持のため必要な手入れを行うもの、③一般に行われている林業生産活動のように、自然の有する価値を積極的に人間生活に活用しつつ良好な自然として保全するもの、④病虫害、火災、土砂崩壊その他の外圧を排除して自然の悪化荒廃を防ぐもの、⑤足尾地帯などのように一度荒廃した自然を人為により回復するものなどがある。

(2) 森林の持つ機能に対応した保護・管理
森林は多様な機能を有しているが、各々の機能に対する国民の要請は時代とともに変化し、地域によって異なり、その程度もまた時代と地域によって濃淡がある。一方、森林は、生育に長期の時間を要する樹木を中心とする複雑な生態系であり、そのなか

では、樹木や草本が成長を続け落葉落枝を供給し、土壌動物等の活動とあいまって森林土壌を生成し、物質循環を維持している。このため、一旦生態系が攪乱された場合には、その回復に相当の期間を要する。

このようなことから、森林の取扱いにあたっては、各地域において個々の森林が持つ特性を明らかにし、その果たすべき機能の発揮に必要な保護・管理を行うことが基本となる。この場合、その森林がどのような遷移の段階にあるか、また目的とする機能を発揮させるためにはどのような遷移の段階を目標とするかを明確にする必要がある。

また、森林は、幾つかの機能を重複して持っており、それらは人工林及び多くの天然林の場合、伐採、更新、保育等の森林施業を適切に行い健全で活力あるものにする。ことにより総合的に発揮される。しかし、原生的な天然林の保存を目的とする場合は、他の機能との関係を考えるべきではなく、一切の人為を加えずに自然の推移に委ねるという考え方に立った取扱いが必要である。

(3) コア・バッファの考え方に基づく森林の取扱い

まったく人為を加えず自然の推移に委ねて保存する地域の周囲を、産業活動等の人為の影響が強く現れる地域が取り巻くことは、望ましいことではない。

(4) それぞれの国の風土に根ざした森林の保護・管理

以上、自然保護の概念、森林の保護・管理のあり方についての基本的な考え方を整理してきたが、ここできまとめられた観点から各国の森林の保護・管理の実態をみると、さまざまな姿がみられる。

文化活動が進み、土地利用を集約的に進めざるを得なかったこれらの国々において、その風土のもとにこのようにはぐくまれてきた森林は、今日、美しい自然、快適な生活空間を構成する自然として、さらには、貴重な産業資源として、重要な役割を果たしている。また、保存を目的として森林を保護・管理している場合にあつても、たとえば西ドイツにおいては、国土の集約的な利用状況を反映して、そのなかで発生した山火事等の諸被害が周辺の森林を破壊する

一方、これに対して広大な国土を有し近世になってようやく開発が始まったアメリカにおいては、まだ自然が豊かに残っているうちに、天然記念物保存など自然保護の思想がヨーロッパから入った。このため、西部山岳地帯の広大な原生林など、人間の影響をまったく、あるいはほとんど受けない原生的自然としての森林の保存が幅広く行われている。このような地域では、広

(1) わが国の風土と森林

わが国は、亜寒帯から亜熱帯に至る南北に細長い約三、〇〇〇キロメートルの国土を有し、脊梁部には山脈が連なり、周囲を海に囲まれている。加えて、大陸性高気圧

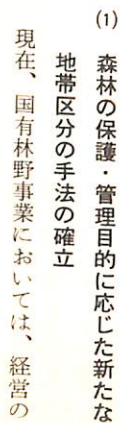
さらに、わが国の森林は、台風、豪雪等の気象災害や火山噴火による破壊を幾度となく受けて、アカマツ林、コナラ・クヌギ林、シラカンバ林などのような途中相の森林が広く各所にみられる。

他方、温暖湿潤な気候条件下にあって樹木の生育に適しているわが国においては、森林は多くの場合、伐採によって一時的に

及び国土保全など公益的機能の發揮を第一に考えるべき森林の量的・質的充実に關し、それぞれの自然条件、生態的条件等、考慮して適切に取扱ふ必要がある。また、木材の生産を行う森林にあつても、複層施業や天然林施業を推進し、あるいは、自衛的保護や風致維持のための森林の取扱ひに關する技術を確立し、その適用により各種の公益的機能を發揮させつつ國民の多様な要請に的確に應えていく必要がある。

さらに、以上のようなわが國の風土に即した森林の取扱ひを進めていくためには、より一層國民各層の関心を高め、森林の保護・管理について國民の参加を求めるとともに、費用負担のあり方についても検討する必要がある。

した森林の保護・管理のあり方」をまえ、次の方向によって適切に森林を取扱うことが必要である。



目的別に林地を、法令等により森林の持つ公益的機能の確保のための施策の制限を要する林地、林業経営を目的とする林地、分収林のような地域の住民の利用に供することを目的とする林地、の三種に区分し、それぞれ取り扱いを異にしているが、林地の区分や各種の林地と森林施策の関係等が必ずしも国民にわかりやすいものとなっていない。

このようなことから、それぞれの森林の保護・管理目的を原生的自然等の保存、国土の保全、森林レクリエーション、自然観察、木材生産などのように国民にわかりやすい形で明らかにし、その目的にあった取扱いを行う必要があり、そのための地帯区分の手法を確立するとともに、これに基づいて現行の地帯区分を見直す必要がある。

なお、地帯区分の手法については、機能の区分、評価方法、機能の相互関係について解明し、その技術的手法を確立するため、早急に専門的な検討を行う必要がある。

(2) 原生的自然環境の保存のための森林等の地帯区分と適切な保護・管理の実施

原生的自然環境の保存、貴重な動植物の保護、遺伝資源の保存などに資する森林等は、一般にその生態系を自然の推移に委ねることにより、それぞれの目的を果たすことができる森林であり、今日、特にその保護について国民の要請が高い。このため、

その対象となる原生的な天然林等については、(1)の地帯区分の手法全体の完成を待つことなく早急に見直しを進め、その適切な保護・管理を図るべきである。

森林の保存を目的として、国有林は大正四年以来の保護林制度を有しているが、上記の要請に対応するため、コア・バッファの考え方を基本とした地帯区分並びに次の「森林生態系保護地域」及び「郷土の森」のような考え方を導入して、この制度を拡充・強化することが適当である。

なお、森林生態系保護地域の地帯区分の検討にあたっては、原生的な自然の状態が保存されていると思われる別表に掲げた箇所を含めることとし、その取扱い方が決定されるまでは、原則として伐採等の施策を見合わせるが適当である。

具体的な地帯区分の設定等に当たっては、全国的視点及び地域的視点からの専門的な検討の結果を踏まえるとともに、地方公共団体、学識経験者、学術研究機関、各種団体等の意見を聞きつつ実施することが必要である。

ア 森林生態系保護地域（仮称）

わが国の主要な森林帯を代表する、又は、地域の特色をよく示す原生的な天然林をコアエリアとし、その外側を緩衝の役割を果たすバッファゾーンが囲む地域。

コアエリアとなる森林については、モニタリングを行う以外は原則として人手を加

えずに自然の推移に委ねる。バッファゾーンとなる森林については、状況に応じた試験研究、自然環境の教育・訓練、保健休養などの活用を行う。なお、バッファゾーンに外接する森林の施策については、バッファゾーンの機能の維持に留意して、択伐など適切な方法で実施する。

イ 郷土の森（仮称）

適切な森林施策を通じて各種の機能を総合的に発揮することができ森林であるが、その地域においては象徴的な意味を持つなどのために、現状のまま保護するよう地域の総意としての強い要請があり、また、そのことが地域の振興に寄与すると認められる森林。

当該森林の保護・管理に要する費用については、必要に応じ地域による適正な負担を求める。

(3) 天然林を中心とする森林の生態の解明とこれに立脚した森林の保護・管理の推進

保存を図る森林以外の森林にあっても各種の機能との関係を見極めつつ、国土保全、森林レクリエーション、木材生産等のそれぞれの森林の保護・管理目的に応じた適切な取扱いを行うことが必要である。

そのためには、天然林を中心とする森林の生態について一層の解明を図るとともに、鳥獣保護や風致維持のための森林の取扱いに関する技術を開発し、関係者への普及に努める必要がある。

(4) 国民の合意を得るための体制の確立
現在、森林に係わる自然保護の問題の多くは、森林施策の実行段階に起きるその解決を難しくしている。したがって、あらかじめ地域施策計画の策定の段階で、十分に国民及び地域の意見を反映するための手法を検討することが必要である。

また、森林の取扱いについて国民の合意を得るためには、自然保護の意義と森林の保護・管理のあり方、森林の生態、森林の保護・管理技術等について、国民の理解を深めることが重要である。このため、より効果的な広報手法の開発とその推進を図り、森林や森林の取扱いに関する様々な情報の提供に努めることが必要である。

(5) 国民参加及び適切な費用負担方法の検討

保存を図るべき森林など環境資源及び文化資源としての森林の保護・管理業務を適切に行うため、ボランティア活動などの国民の参加協力を得るための手法や基金による民間資金の導入等を含めた適切な費用の負担のあり方について、検討を進めることが必要である。

（別表）

森林生態系保護地域に含めることが適当と考えられる地域は、下記の中で原生的な天然林が相当程度のまとまりをもって存在する箇所である。

知床横断道路以東の半島部
白神山
飯豊山
葛根田川・玉川源流部
利根川源流部、燧ヶ岳周辺
大井川源流部
白山周辺
大台ヶ原山周辺
石鎚山周辺
祖母山・傾山周辺
屋久島 永田岳・宮之浦岳・黒味岳周辺
西表島 浦内川上流部

(注) 1、いずれも国有林が対象である。

2、この表に掲げられた箇所は、森林生態系保護地域として考えられる箇所のうち、代表的なものである。

2 検討経過

昭和62年10月19日第一回委員会

(テーマ) 委員会における検討項目)

昭和62年12月9日第二回委員会

(テーマ) 自然保護についての基本認識)

昭和63年2月24日第三回委員会

(テーマ) 個別事例の分析等)

昭和63年5月16日第四回委員会

(テーマ) 国有林の地帯区分の考え方、施策のあり方)

昭和63年7月12日、13日第五回委員会

(テーマ) 自然保護の目的に応じた施策、国有林における地帯区分)

昭和63年9月19日第六回委員会

(テーマ) 論点整理)

昭和63年11月2日第七回委員会

(テーマ) 論点整理)

昭和63年12月7日第八回委員会

(テーマ) 報告書とりまとめ)

(参考)

1 林業と自然保護に関する検討委員会の構成

- 秋山 智英 森林開発公団理事長
- 木原 啓吉 千葉大学教授
- 黒川 宣之 朝日新聞社論説副主幹
- 高原須美子 経済評論家
- 只木 良也 信州大学教授
- 沼田 眞 淑徳大学教授
- 濱谷 稔夫 東京大学教授
- 福島 康記(座長) 東京大学教授

(原文のまま全文)

知床国有林の取扱いについて

昭和六十三年十二月七日

林野庁 (北見営林支局)

本日、「林業と自然保護に関する検討委員会」において報告が取りまとめられた。

この中で、森林生態系保護地域等の新たな構想が出されたとともに、その候補地として「知床横断道路以東の半島部」があげられているところである。

林野庁(北見営林支局)としては、この地域の国有林の取扱いについて、検討委員会の報告の趣旨を踏まえて適切に対処していく考えである。

なお、具体的な区域の選定並びに原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるコアエリア及びその外側の研究、教育、保健休養などの活用を行い、緩衝の役割を果たすバッファゾーンの地帯区分等については、本報告にもふれられているように、今後、地方公共団体、学識経験者、学術研究機関、各種団体等の意見を聞きつつ決定してまいりたい。



室蘭岳の自然を守る会

表面では理解を求めるための話し合いを唱えながら、その裏で「教の論理」「力の論理」で保安林の指定解除、伐採を急ごうとする促進派の人達は、相変わらず町内会等を利用して事情を知らない市民まで巻き込んだ署名活動が続け

右要望書の提出後、開発主体との話し合いは、二回（五月一九日と六月二九日）行われましたが、計画公表以来の開発主体の姿勢は全く変わらず、市民の失望は増すばかりでした。五月一日に示された拡張計画概要についても単に数値をもて遊ぶだけで、自然保護に配慮した形跡は認められず、又初めて市長が出席した六月二二日の話し合いの席でも、環境調査報告書の公開は勿論、不十分な現地調査の実施も強い調子で拒絶し、更に民有地部分の森林伐採に伴う室蘭岳「白鳥ヒュッテ」周辺の境界移動の問題についても理に適う説明はなされませんでした。このため私達は、このような状況の下では実り

森林法は、保安林の指定解除に際し、解除の予告義務と住民の異議意見書の提出を制度的に保障しています。その背景に、「人間は自然に對し敬虔であれ」とする法の姿勢を伺い知ることができます。法自体が、自然に對し現代科学で解明し得ない未知の自然現象の存在を認めている。だからこそ法は、解除権者たる農林水産大臣に對し、住民の素朴な意見の聴聞を義務づけ、行政の力をもつてしても把握しきれない自然の営みに細心の注意を払うべきことを要求し、自然とかかわり生きる国民の生命・生活の

ところで室蘭岳スキー場問題に目を転じた場合、その精神に遵ひ計画が進められていると言えるでしょうか。法令による定めがなければ、開発に際し環境影響調査義務はない、調査結果の報告義務もないとする論理は、今日地球上の環境破壊が重大な問題と化していること、それ

再びハガキ作戦を展開

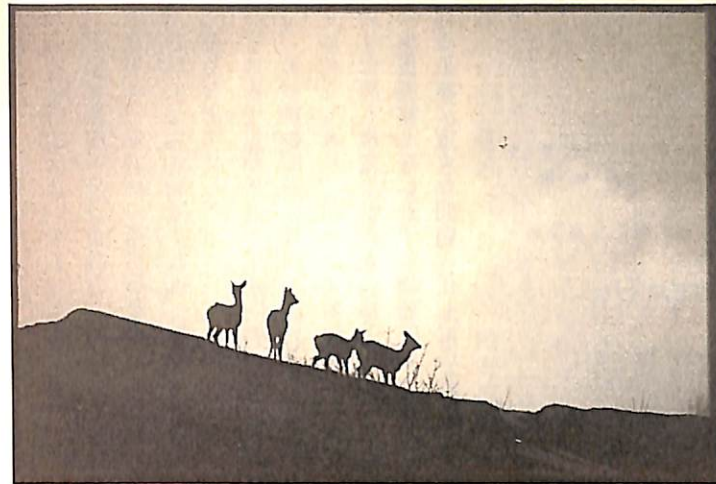
キツネハウス

エゾシカ他野生動物を守る署名にご協力いただきまして誠にありがとうございました。予想をはるかに上回る数が集まりましたのは皆さまが骨身を惜しまず集めて下さったおかげです。都台で日数にはとんど余裕がない状態で申しわ

けなかったのですが、それでも大急ぎで送って下さって本当に助かりました。

一人ひとりのお名前、の重みを感じながら、六千九百三十九人分の署名簿を十一月十四日、道庁へ提出に行きました。（その後追加され、合

計七千五百七名になりました。当日、担当の自然保護課は、数日前に東大雪で起きた十一頭のエゾシカ密猟のことであったがえしてしました。そのため話し合いはできず、後日することにし、署名の提出は広聴課で行い、記者室に直行しマスコミ報道に期待をかけることにしました。結果、テレビとラジオで七千人も集まりましたとニュースで流れていたようですが、新聞の方は残念ながら、地元紙として最大の新聞が取り上げてくれませんでした。道の自然保護課で、シカ密猟監視のパトロールを三日間行うこ



砂丘に姿を現わしたエゾシカ 撮影者 福沢卓也

とになったという記事が大きく出ていて、こちらのことは一行も載っていないのです。このように不満足な点はあるものの、ともかく今回やっと私たちの思いを一般に伝えることができたのは、何と云っても数多くの署名を集められたからに他ありません。

その後引き続き私たちは要望だけにとどまらぬよう、要望事項の実施の見通しについて、道の考えを問うことにしました。自然保護課の課長に会見を申し入れ、電話で承諾を得て、出向いたのですが、行ってみると課長もその下の参事も部屋にいるのに、話し合いのテーブルについてとせず、係の三人が出てきて、「道としての意見ではなく個人の意見です。」と前置きして話しはじめる始末で、全然話し合いになりませんでした。私たちは改めて文書できちんとした道の考えを問うことにしました。(回答が返ってきたらお知らせします。)

キツネハウスでは、七月にオスジカ可猟区設定の根拠を明らかにしていくための公開質問状を出しました。回答が来たのが八月末です。それでわかったことは、署名用紙にも書いたように、簡単に言えば、道はエゾシカを増やしており、農業被害も増大している。したがって可猟区を拡大するとした。しかし、それらの理由は共に科学的データに乏しいものであった——ということ。理論では私たちの方が正しいのです。でも現に拡大された可猟区で狩猟が盛んに行われており、本州からの「狩猟ツアー」まであって、こうしている間にもシカはもちろん野生動物

物たちが減らされています。(狩猟期間は一月十五日まで続きます。)一方無秩序なハンティングに対する世の批判は日増しに高まってきています。署名活動をしていった時点より後に、続々と密猟が発覚し、ついには十一月二十三日、シカ猟でハンターが仲間を撃ち殺す誤射事件まで起き、くしくも私たちの署名での主張の正当性がさらに決定づけられた形になりました。今シーズンにだめでも来シーズンは何としてもストップをかけたい……。

シカは大雪が降ると体が雪に埋まり逃げられず簡単に人に捕まるそうです。そうした時、いち早く狩猟禁止令を出して、行政としてハンターの管理ができるかという非常に疑問が残ります。世界各地で異常気象が起きている昨今、明日にでも北海道が大雪に見舞われても不思議ではありません。重い腰の行政が、いやがおうでも保護のために動かざるを得なくするため、私たちは世論を高め、そのための活動を続けなければならぬと思います。動物が絶滅の淵に立たされた時に腰をあげてくれても有難くありません。今が必要な時だと思っています。

キツネハウスはもっとメンバーを増やして少しでもパワーアップを図りたいと考えています。どなたか参加して下さる方がいらしたらよろしく願いいたします。この度の署名活動が今後に生かされていくように頑張りたいと思います。

なお前述の公開質問状の質問と回答のコピーを希望者に郵送しますのでお申し込み下さい。

ハイウエーをふやすより既存道路の充実を

紺谷友昭

建設省はことしから第十次道路整備五カ年計画を実施しはじめた。このための予算は五十三兆円で日本最大の公共事業である。計画では長大な高規格幹線道路の建設が目立つ。しかし、このようにして道路を作り続けていくと日本の自然、ひいては国民の生存基盤が根底から破壊されるのではないか。多くの人が道路について考えることを求めたい。

高規格幹線道路は現在の国土開発幹線自動車道、本州四国連絡道路、それにこれらを作ろうとする一般国道の自動車専用道路を合わせた名前で、現在(一九八七年末)の四、三八七キロで、五カ年計画で六、〇四一キロにし、さらに二〇一〇—二〇一五年ごろには一万四千キロにするという。いまの国道延長四万六千キロに比べれば、いかに大きな計画であるかがわかる。

自動車利用者にとって一見、歓迎すべきものにみえるこの計画の大きな問題の一つは、このハイウエー網が日本をまちがいなく異常な道路過密国にすることである。すでに日本の国土一平方キロ中に道路二・九八キロが存在し、工業国ではベルギーの四・二キロについて世界第二位、アメリカ、西ドイツ、イギリス、フランス、イタ

リアの先進六カ国の中では第一位である。一平方キロあたり舗装道路も一・八〇キロで西ドイツに次いで二位であり、戦後の道路整備がきわめて大規模に進められてきたことを示している。

このような国でさらに幹線道路をふやしていく必要があるだろうか。日本の平地はすでに市街地と農地、道路で埋めつくされているために新しい道路の大部分は山岳地を通ることになる。その幹線道路に接続して、さらに山奥、多くは国立公園の中までも通る道路が作られるのはまちがいがなく、残された原生的自然が根底から荒廃させられる。このことはすでに北海道の日高横断道、道道土幌然別湖線などで多発している。これが拡大すると山岳と森林の分断、排気ガスの拡散などによって日本の環境は全面的な影響を受け、やがて国民の活力の源泉が失われるだろう。

さらに計画されている高規格幹線道路は有料である。いま、一、五〇〇ccの小型乗用車の所有者は年間平均十二万五千円の税金を負担しており、この大半は道路建設に向けられている。その上、さらに有料道路をふやすのは国民に負担をかけすぎることである。日本の高速道路延

長は一平方キロあたり九・八四キロで先進六カ国中五位であることが建設の有力な根拠とされているけれども、早くから国道の一部として建設してきた国や無料である国とは比較の条件が異なる。この計画には建設省と道路公団が道路建設を続けて、自らの予算と機構を保持し続けようとする動機が大きく働いているのではないかと疑われる。

ガソリン税、自動車税などを特定財源にして道路をふやし、道路がふえるので車がふえ、車がふえるので道路財源がふえるという戦後日本の構図は国土面積からみても限界に達している。むしろ既存道路の拡幅、立体交差化などを進めて自動車容量を増加させ、安全対策を進めることが自動車交通と国土保全を両立させる道ではないだろうか。また手本にしてきたアメリカ州の例にならって道路建設特定財源の一部を高速度列車など大量交通機関の建設に回し自動車の増加を抑制していくべきである。

われわれは行政組織ばかりでなく、このような巨大公共事業の見直しをも進めることを政府に求めるべきである。国民には、過大で無用な道路が郷土に作られようとしたら敢然と反対することを呼びかけたいと思う。

(こんやともあき・北海道自然保護連合常務委員)
任理事・北海道自然保護連合常務委員)

北の仲間たち

エゾフクロウ



その昔、エゾフクロウは人びとにとって馴染み深い、ごく普通に生息する野鳥であったという。「ゴロスケ、ホウ、ホウ」という声で親しまれ、その姿は「森の哲学者」と形容された。好物のネズミを狩るため、納屋に飛び込んでくるという話もよく聞いた。このように私たちの隣人であったエゾフクロウだが、近年は減少の一途をたどっているらしい。大木の天然樹洞に営巣するエゾフクロウは、私たち人間が行ってきた森林伐採の影響をまともに受けてしまった野鳥なのだ。

野幌森林公園では毎年初夏になると、ひなを連れ歩くエゾフクロウが確認される。毎年三〜四羽のひなを巣立たせるので、普通に考えるならば年々、その数が増えていくはずなのだが、そのようには感じられない。森林公園の一部では殺鼠剤を散布するほど野ネズミが増殖し、森林公園に隣接する植林地ではエゾキウサギが有害鳥獣として駆除されている。

餌となる動物たちが人為的に削除されるほど生息しているのだからエゾフクロウたちは餌に関しては不自由していないのではないだろうか。とすると、やはり繁殖するのに適した営巣木が見つからないということが、生息数の増加を防いでいるにちがいない。実際三年前に、エゾフクロウが休息に利用していた樹洞をもつ大木が切り倒されたという事実もある。

個体数が減少してしまったとはいえ、エゾフクロウはまだ、全道各地に分布しているようである。昔のように人里にごく普通に生息する野鳥として、その数を復元させるには巣箱を各地域にかけてみるのが一つの手段だと思ふ。巣箱による営巣は危険が多く、巣立つ確率も低いと聞いたこともあるが、エゾフクロウの営巣である大木が消失してしまった以上、こうするより他にはないだろう。

暗闇の名ハンター、エゾフクロウの数が復元すれば被害を出す野ネズミの駆除にも役立ち、下手をすれば私たちにさえ影響を及ぼす薬品を散布する必要もなくなるのだ。私にとってもエゾフクロウは子供の頃から憧れの野鳥であった。森の中にたえずその白い神秘的な姿は、三無主義といわれる現代人の心にも、熱い何かを感じさせることができるのではないだろうか。

(文・絵 斎藤 秀)

新刊紹介

『知床からの出発』

野生生物情報センター編

現在の自然保護、国有林問題、林業の将来といった環境問題も「知床問題」をモデルにした様々な立場から論じた内容になっている。広い視野でもう一度「知床問題」を考え直す時のヒントになるのではないかと思う。

また、本書は知床への人間のかかわりの歴史も含んでおり、新しい形の知床案内としても魅力がある。巻末の「参考文献」「年表知床問題の動き」も重宝する。

(共同文化社 88 1200円)

『反核・原発 ふるさと便り』

「現代農業」9月増刊号

原発を拒否してきた「ふるさと」の運動と実践の「便り」が集められて本になった。原発の誘致が土と潮に根ざしていた暮らしをどう変えるか、原発労働者の実態はどんな状態かも知らせてくれる。新聞報道でいかに原発の実態が「知らされていない」かに触れられる。

原発現地での取り組みを知ると、都会人にとって出来ることは何か、原発問題とは何かを考えてしまった。

(農山漁村文化協会 88 480円)

ねつとわーく

「エゾシカ他野生動物の将来を考える」シンポジウム

十二月十日、札幌郵政会館で、北海道自然保護協会の主催で、講演とシンポジウム「エゾシカ他野生動物の将来を考える」が開かれました。その日は札幌では今冬初めて、本格的な積雪のあった日で、皆さんコートの襟を立てながら遠くは釧路から約七十名の方が参加されました。まず、二風谷アイヌ文化資料館長の萱野茂氏の講演を開きました。萱野氏は、自然と共生してきたアイヌの生活を語られ、結びに、今のわれわれの生活がもう少し不便になってもよいから、動物たちに自然を返してやっ、人々が豊かな自然の中で、豊かな心で暮せるようになってほしいと訴えられました。

続いて討論会では、初めキツネハウスからオスシカ可猟区拡大について、拡大理由には科学的根拠がないという詳しい説明があり、前半の論議はエゾシカ問題を中心に進みましたが、後半は、進行が野生動物から離れて、自然保護全般に渡ったためまとまりが悪くなったようです。また、

最後にキツネハウスからシカ猟の中止を求める要請が提案されましたが、主催者である自然保護協会では、中止を求めているなかったために混乱が生じました。参加者の皆さんは真剣に野生動物の将来を心配されているようでしたが話を煮詰められなかったのは残念です。今後は当連合でこうした機会をつくり回を重ねていく必要を感じました。

切り抜き

黒松内ブナ林——保護地区に道が指定へ

道はブナの北限地帯、後志支庁黒松内町の白井川流域約二十鈴のブナ林を「学術自然保護地区」に指定することを決め、近く告示する。横路知事は「ブナ林は資源的にも学術的にも貴重。ブナ幼樹保育の技術開発などの研究を継続発展させたい」と、ブナ林の保護、育成に積極的に取り組む考えを明らかにした。

旭川神岡の道指定保護地区——一部を解除へ

都市の緑を守るために設けられる道環境緑地保護地区指定の旭川市神居町神岡の「神岡環境緑地保護地区」

(約十・六鈴)が二十七日、一部指定解除されることになった。地域住民が「緑を守ってほしい」と願っている一方で、一部の地主は相続税の負担にあえぎ、売却したがっている。

ところが指定を行う道や旭川市には、これを買取って保全する財政的余裕はなく、都市の緑を守る難しさが改めて浮き彫りになっている。

(10・27 北海道)

渡り鳥の「玄関」クッチャロ湖——水鳥保護条約指定湿地に

コハクチョウなど渡り鳥の北の「玄関」として知られる宗谷支庁浜頓別町のクッチャロ湖が、来年中にも水鳥生息地を国際的に保護するためのラムサール条約の登録湿地に指定される見通しになった。国内では釧路湿原、宮城県伊豆沼、内沼に次いで三ヶ所目。

(11・9 朝日)

またシカ大量密猟——禁猟区に11頭の死体

十勝支庁上士幌町の大雪山国立公園内の国有林で八日までに、射殺されたエゾシカ十一頭分の死体が見つかった。うち八頭は解体して肉が持ち去られていた。現場一帯は禁猟区内で、農作物被害などに伴う「有害鳥獣駆除」の許可も出ておらず、帯広署は悪質な密猟事件として捜査を

始めた。

(11・9 朝日)

夕張岳にスキー場——国土計画が開発構想

産炭地振興か自然保護かで注目されている夕張岳(一六六七・七尺)のスキー場建設に国土計画(本社・東京、堤義明社長)が乗り出し、総延長八・二キロのコースのほか、ゴンドラ、高速リフト、レストランなど本格的な山岳、林間スキー場を建設する構想が九日までに明らかにされた。観光都市化を目指す夕張市は強力に同構想を推進しているものの、夕張岳は固有の水河時代遺存種の高山植物群落、ナキウサギの生息など世界的に貴重な山として知られ、自然保護団体の反発が予想される。

(11・10 北海道)

雌シカ密猟し逮捕——狩猟解禁初日

エゾシカの狩猟が解禁された十五日、釧路管内弟子屈町内の山林で禁猟の雌シカ一頭を捕獲した男が、鳥獣保護及び狩猟に関する法律違反の現行犯で逮捕された。雌シカと知りながらライフル銃を発射、一頭を捕獲し隠そうとしていたところを、銃声を聞いてかけつけたパトロール中の同署員に逮捕された。

(11・16 北海道)

国立公園内に市営ゴルフ場——釧路

釧路市が釧路川下流の釧路湿原国立公園普通地域を含む河川敷に、ゴルフ場(18ホール)の建設を計画していることが十八日明らかになった。普通地域の開発は規制が最もゆるやかで、利用は届け出だけでよく、湿原本体の下流域でもあり環境庁の了解を得る見通しだが、河川敷とはいえ昨年実現したばかりの国立公園をゴルフ場利用するのは好ましくないとの声もあり、議論を呼びそうだ。

(11・19 北海道)

古木にも重要な役目——伐採跡で観察会

野幌森林公園の天然林伐採に反対している市民グループ・野幌森林公園を守る会が二十三日、札幌市野幌の担当官を招いて「伐採跡のその後を見る会」を開催した。同公園の伐採は五十八年から毎年数百本のペースで進められており、守る会では以前から「伐採は豊かな生態系の破壊につながる」と主張、今回の観察会となった。

(11・24 北海道)

道が動植物の生態調査——札幌高原則

四十七年から工事が中断している

道土幌然別湖線(土幌高原則)

の再開を目指す道は二十八日、動植物などの詳細調査を不通区間約二・六キロの十勝管内土幌町側で開始した。協議を重ねている十勝自然保護協会とは「工事再開の前提としない」約束で、調査期間も三年をメドに延長したため再着工の見通しは立っていない。

(11・29 北海道)

都市近郊の自然保護でサミット

都市近郊に広がる自然林の利用と保護を考える「第一回都市近郊自然保護サミット」が四日、札幌市豊平区の西岡公園で開かれ、全道各地の保護グループ五団体の代表ら二十人が、開発行政との調整の難しさ、人的ネットワークの重要性などについて意見を交換した。

(12・5 北海道)

声……

話が少し飛躍するようですが、リクルート疑惑に見る政治家の態度と我々の危惧する自治体や企業による自然破壊の進行はけっして無縁ではないと思います。原発問題にせよ、空港建設問題にせよ、近視眼的とい

うか、利権・利益に目がくらんだというか、将来の地球の環境というよきなことには一切おかないしです。こういう政治を方向転換させるには、住民運動・市民運動は急務ですが、やはり、我々の政治的な意識改革も急がなくてはならないのでは、と考えています。とにかく、自然破壊・環境汚染がここまで深刻になった現在、将来のことを考える行政にはNOを言い続けなければなりません。(大阪府・吉井 健)

『北の自然』37号掲載、『ゴルフ場の環境問題と住民』の記事について。

千歳市の浄水場付近には進行中のゴルフ場とこれからの霊園計画があるようですが、どちらにも除草剤や殺菌剤などがha当り〇万円という規模の薬剤が使用される可能性があると思います。

農薬のもつ毒性は魚毒性CとかDとかでわかるのですが農薬がどのくらいの量で何年使用するとどういふふうにして(魚や水道水から?)人体にどのような影響があらわれるのか知りたいものです。二度とヒ素中毒やイタイイタイ病などの悲劇が生まれないためにも連載に期待してま

す。(苦小牧市・鈴木 要)

*『ゴルフ場の環境問題と住民』は、紙面の都合で今回お休みさせていただきしました。今後の連載に御期待ください。(編)

エゾシカ署名に関するお便りから

今回のエゾシカ大量密猟事件は、私にとっても大変ショックな出来事でした。といっても私はただニュースでこういう事があったというのを聞いただけです。実際に現場に行った人たちの衝撃はとも言い表せないものと思います。

私は今、高校三年生ですが、北海道は小さい頃からのこがれの地でした。しかし、昨年、北海道自然保護連合に入り、他の地域と同じように環境破壊が進んでいるのを知り大変悲しく思いました。(私の住んでいる所も例外ではありません。)そして、何もできない自分が本当に情けないと思います。せめて署名だけでもと思い、なんとか8枚分集めました。(本当は十枚を目標にしていたのですが)少しでも役にたてれば幸いです。(大阪府・岡村みゆき)

エゾシカを食べようがキタキツネを食べようが、石器時代なら結構で

す。だが今の時代に果たしてそんな必要があるのでしょうか、こんなことは断じて許してはなりません。体を賭しても、阿呆な連中、ぜいたくに慣れすぎ、世の風潮に踊らされている連中に、冷水を浴せなくてはならない。

(千葉・TY)

期間が短かったことで、手が回りきらず、残念です。長期的な署名運動にするようでしたら、ご連絡下さい。二部手元に残しておきますので、いつでもコピーしてバラまけるようにしますから。

今回のことを通じて感じたことは、かなり多くの人が自然保護派であるということ、しかしながら、具体的にどう行動したらよいか分からないということ、などを感じました。恐らく十人中、七、八人(或はもっとかも知れない)の人は、気持ちとしては自然保護派なのだと思います。政治的にならない(政治に利用されない)保護活動なら、かなりの支持が得られるのではないかと、思います。頑張ってください。微力なが

ら私も協力させてもいます。

(東京都・KN)

この声の頁は、賛助会員の皆様の、自然保護に関する意見交換の場として、おおいに活用していただきたいと思っています。是非お気軽にペンとリ事務局まで御送付ください。特に指示がなければお名前を明記します。

寄付金

酒井 正 二千元
萩原さと子 二千元
大音 睦枝子 七千元
小林 博和 千円
林 一恵 千円
浅子かおい 五千二百円(切手)
匿名 一万円
川西ゆかり 一万円
佐々木和恵 一万円

日高山脈ポスター

(約63cm×360cm)

¥500(送料込)

お申し込み・連絡先

北海道自然保護連合事務局

〒065 札幌市東区北20条東1丁目 前田ビル203

自然保護センター内 Tel(011)742-3161

郵便振替 小樽1-4071



飲んで食べて大いに語ろう!! (連合新年会)のお知らせ

昨年5月、道連合が再建され初めてのお正月がきました。右記の日程で細やかながら、新年会を行ないたいと思います。今までお会いする機会のなかった賛助会員の皆さん、各団体の会員のみなさん、一堂に集まり語り合いましょう。お待ちしております。

●知床の報告 ●ビデオ上映 ●フリーデ

ィスカッションetc

※ご出席できる方は、1月28日までにハガキ又は電話にて事務局までご連絡下さい。

日時 2月4日(土)午後6時～8時頃

場所 郵政会館(札幌市中央区大通東2丁目 北電本社東側)

会費 2,500円

活動の記録・事務局

(10月27日～12月21日)

- 10月27日 ○常務委員会（士幌高原道路について、藻琴山スキー場問題について、環境協定について、自然保護フォーラムについて）
- 10月31日 ○「北の自然」37号納品
- 11月2日 ○「北の自然」37号発送
- 11月14日 ○エゾシカ署名（キツネハウス）を道庁に提出
- 11月20日 ○「北の自然」38号編集会議
○常務委員会（士幌高原道路について、スキー場問題について、エゾシカ問題について、環境協定について、財政について）

- 12月14日 ○常務委員会（知床伐採問題について、夕張岳スキー場問題について、室蘭岳スキー場問題について、環境協定について、エゾシカ問題について、事務局運営について）
- 12月16日 ○資料整理（事務局）
- 12月21日 ○資料整理（事務局）

編集後記

○十二月二十八日午後八時十五分、やっと「北の自然」の編集・レイアウトを終え、ほっと一息ついてるところです。窓から外を見ると猛吹雪……。

○北海道は札幌市の住民になって二回目の冬・お正月。雪が毎日のように降り続き、毎日のように市の除雪車が路面にしまった雪をとり除いていきます。最近特に思うのですが、札幌市は雪について少し神経質すぎるのじゃないかというところ。市の年間除雪費は五〇億円。アスファルトがむき出しになるまで除雪してしまい、なんだか、せっかく白く覆い隠していたのにもったいない。もう少し雪を残しておいてくれれば、美しいし、スパイクタイヤでアスファルトが削られなくてすむのに、と思います。

○ともかく今年も連合の活動は「自粛」しませう。よろしく願います。

(井)

一九八九年一月一日
発行者 北海道自然保護連合
代表者 稲田孝治
編集者 井山浩一
事務所 札幌市東区北二十条東一丁目
前田ビル二〇三号
電話(011) 七四二一三一六一
振替口座 小樽一四〇七一
賛助会員年間
一口三、〇〇〇円

北の自然隔月発行
印刷 北海道機関紙印刷所



登山
キャンピング
カヌー
アウトドア用品

北海道、山、店 秀岳荘

営業時間／AM10:00～PM7:00 定休日／毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎ (011)726-1235
旭川店 旭川市7条8丁目左2号 ☎ (0166)23-3416
(専用駐車場完備)